

「憲法意識の構造的性格と法文化」に関する試論（上）

—「憲法と世論」の研究(二)——

池田政章

一 内的世論に対する憲法上の視角

- 二 社会意識の構造分析
- 三 社会意識と法（以上本号）

一 内的世論に対する憲法上の視角

憲法学において「世論」を問題にする場合、つぎのようない四種類の問題研究が設定されることを、筆者は『憲法における世論の地位』—「憲法と世論」の研究(一)（宮沢俊義先生古稀記念「憲法の現代的課題」所収）という論稿において指摘した。

- (1) 世論による政治を確保するために憲法典が用意している制度装置の研究（世論の実定憲法的研究）。
- (2) 憲法構造において世論がしめるべき地位と役割の研究（世論の理論憲法学的研究）。
- (3) 憲法の運用に当り機能する世論の形態と構造の研究（世論の憲法現象論的研究）。

(4) 内的世論の性格と憲法との相関関係に関する研究（いわゆる憲法意識の研究）。

本稿でとりあげようというのは、この(4)の研究である。

内的世論というものは耳なれない言葉であろうが、いわば内心的世論の謂いである。内心的な意見は、厳密には世論の名に価しないものであるが、広義の世論現象を考える場合には無視することができないもので、清水幾太郎も、この点を考慮し「顯在的世論」「潜在的世論」として論じている。⁽¹⁾ 内心的世論は、この潜在的世論にほぼ近いように思われるが、潜在的世論は必ずしも内心的な意見だけを対象にするものでもなく、したがつて内心的世論より広い概念のように思われる。そこで「内心」を強調する意味で、この研究では、内的世論と称することにしたものであり、前稿では、つぎのように説明されている。

ふつう世論というと、現代社会にあつては、程度の差こそあれ、表明された意見を問題にする。しかし、われわれの心のなかには、表明する機会をもたなかつた意見や願望が存在し、それが世論の形成に隠然たる力をもつということが少なくない。内心的な意見についても、それを掘りだし、その総体に統一的な傾向があるときは、広くそれを世論とよぶことがある。憲法意識に関する世論調査というときの世論というのがこの例である。つまり、意見には、公然と表明された意見のほかに、内心的な意見もあり、それにしたがつて、世論の形態には、顯在的なものと潜在的なものとがある。前者を外的世論と称し、後者を内的世論と称する。ところで、内心的な意見というものは、各人ばらばらである。それを、なぜ内的「世論」と称しうるのか。この問題から始めよう。

たしかに、人間はお互いまぎまざな内心的な意見をもつてゐる。が、注意深く観察すると、それらのなかに共通なものを発見するといふことが珍らしくない。たとえば、男性・女性という性別にしたがつて、経営者・労働

者というような階級にしたがつて、あるいは都市に住んでいるか農村に住んでいるかという地域によつて、共通のものをもつことが多いのである。

このように、個人の属する性別・階級・地域のほか、職業・民族などによつて、そこに共通した特有の内心的な意見がある場合に、それは社会意識とよばれる。つまり、内心的な意見が（内的）世論に集約されるのは、この社会意識によつてである。そして内的世論とは、特定の論争的問題に対する、この社会意識をいうのである。⁽²⁾

— この意味で、内的世論は社会意識に規定される。そこで内的世論の特色を考察するにさいしては、まず社会意識の構造分析が不可欠となる。ただ、具体的な問題に対する内的世論は、社会意識をそのまま反映しているわけではなく、それを基礎としながら、同時に具体的な問題がもつ状況にも規定されるから、さらに、この「状況」の問題に注目する必要があろう。

ところで、「憲法」に対する社会意識は憲法意識といわれるから、「憲法」に関する内的世論は憲法意識に規定される。つまり、内的世論について、憲法学がかかわりをもつべき問題は憲法意識の問題である。まず、憲法意識の構造的性格が明らかにされなければならないが、社会意識の構造分析のモデルは、そのための有用な道具となるにちがいない。そして、前述したように、具体的な憲法問題に反応する憲法意識の「状況」がとりあげられなければならないだろう。

さらに、一国の国民の憲法意識は、法文化に密接な関係を有する。現在、ある国民の政治体系における感じ方・考え方・評価の仕方・行動様式などの総体は、広くポリティカル・カルチャー（政治文化）と呼ばれているが、これに対応する法文化、つまり文化の一部門としての法の意味ではなく、ある国民の法に対する感じ方・考え方・評価の仕方・行動様式などの総体としてのリーガル・カルチャーが、その国の国民の憲法意識に密接な関係をも

つことは明らかである。そこで、憲法意識と法文化との関係のあり方がとりあげられなければならない。

本稿は、以上のような問題意識にたつて、憲法意識の構造的性格を明らかにし、法文化との関係を検討することを目的とするが、筆者にとつて、その大部分が未消化であり十分な肉付けをすることが不可能であるので、さしあたつて梗概をフォローする試論として論じたいと思う。

(1) 清水幾太郎「流言蜚語」九八頁以下。

(2) 近年までの社会心理学では、「意識」という語をあまり用いず、「意見」とか「態度」とかいう語を用いるのがふつうであった（講座・社会学』五巻二六一頁）。この観点からいえば「内的世論とは特定の論争的問題に対する公然と表明されていない社会的意見もしくは社会的態度である」ということになる。だが最近の社会（心理）学においては、再び重要なタームとして再生する気配があり（見田宗介「社会意識論」綿貫・松原編社会学研究入門一八九頁以下）、また本稿では、憲法「意識」の語を用いるので、「意識」の用語をあてることにした。

二 社会意識の構造分析

一 「憲法意識は……憲法現象として、もつとも萌芽的なものであるし、またもつとも最終的なものでもある」⁽¹⁾とのべて、憲法意識の研究の重要性を説いたのは長谷川正安である。それをうけて、影山日出弥は、憲法現象内部における憲法意識の位置づけをし、さらに複雑多様な「憲法意識をカテゴリー論として十分に分析する場合は、少なくとも、一方では憲法意識を心理学・生理学に基づきつつその発生（反映）の内面的諸過程にまで立ち入つて認識論（社会意識論）的に明らかにすること、他方では憲法意識の発生（反映）・変化の諸過程・作用を物質的土台やその他の諸関係（イデオロギー的諸関係、とくに国内的・国際的政治関係）・諸形態から全面的に規定していくことが、同時に要請される」⁽²⁾として、その方法を説いた。

憲法意識の研究の重要性については、筆者もこれらの論稿と認識を同じくするが、それにもかかわらず、憲法

意識という言葉は、現在学術用語としてはきわめてあいまいで、そのため今日の憲法学において、いわゆる社会調査の場合は別として、その体系上いまだ正当な位置を占めているとはとうていいえない。それは、ひとえに憲法意識の構造的性格・内容が明らかにされていないことに原因があると思われ、そのためにも、憲法意識の内的な（影山の第一の方法）あるいは外的な（同じく第二の方法）構造分析が必須の作業であると考えられる。

憲法意識が「憲法」に関する「社会意識」であるという点については異論がないであろうから、「社会意識」の分析から出発することにしたい。これについては、従来、社会（心理）学が研究対象としているので、そこでの論議を利用することができるので、それを本稿の意図に合せて整理してみることにする。

二 (1) 社会的存在が社会意識を規定するということ。⁽³⁾ 人間はすべて社会的諸条件のもとで生活しているが、この社会生活の諸条件の総体——それは社会的存在とよばれる——によつて社会意識が規定されるというのである。

しかし、社会心理学が、人間性を理解する道具概念として、パーソナリティ・システムを導入するようになると、存在による意識の規定性の具体的メカニズムを明らかにするために、社会的存在と社会意識の中間項にパーソナリティを挿入し、同一の集団や階層に属するパーソナリティの共通性に注目するようになつた。モーダル・パーソナリティとか、社会的性格というものがそれであるが、とくにフロムが、社会的歴史的に条件づけられた社会的性格⁽⁴⁾という概念を提唱してからは、社会的存在が社会的性格を形成すると説明されることが多くなり、またその相互作用が注目されるようになつた。たとえば、性別・階級・職業・地域・民族などの社会的存在のカテゴリーにしたがつて、それぞれ、男らしさ・ブルジョア的・官僚タイプ・田舎者・民族性などの社会的な性格型が考えられるのである。

(2) 社会意識が、自然発生的に形成されたままの未組織の状態にあるときは社会心理とよばれ、論理的に一貫した形でまとまり、体系的認識が可能になるまでに組織化されたときにイデオロギーとよばれる⁽⁶⁾こと。

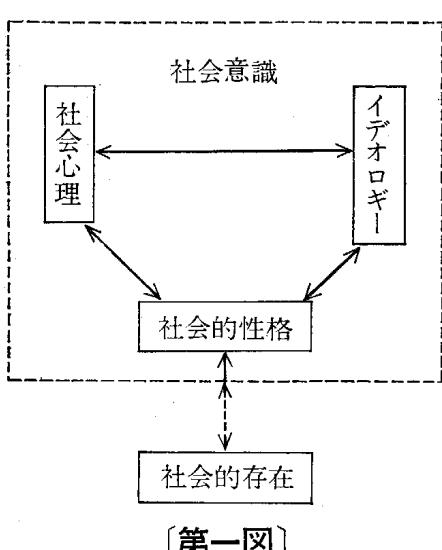
両者は画然と区別されるべきではなく、その区別は相対的だといわれ、かつマルキシズムや社会心理学においても、今日「社会心理」という概念はほとんど放棄されているが、イデオロギーと対比すると、その非限定的で流動的・弾力的な特徴は明らかであるし、それゆえにまた「社会心理はイデオロギーの貯水池である」（ブハーリン）といわれた。いいかえれば、社会心理は即目的な社会意識であり、他方イデオロギーは対目的な社会意識であるといえよう。

今日なお、広大な人間の心理現象が、欲求・暗示・模倣・流行・競争などの微細な面にわたって研究されているし、とくに内的世論の動態（状況の問題）は、これらの心理現象と密接な関連を有するから、本稿では、社会心理の概念は、むしろ有用なものとして保存しておかねばならない。

さて、イデオロギーという概念はきわめて多義的であり、しかも概念規定それ自体がまたイデオロギー論の対象になるという論争的なものである。⁽⁸⁾ここでは、その概念規定は、いちおうカツコに入れ、イデオロギーは、つねに社会現象に対して相対的な判断体系であるということを念頭において、イデオロギーを相対的にする条件について整理しておく。

一つは、イデオロギーを生みだす社会的基盤であり、二つは、そのイデオロギーを支持する社会的性格である。

従来、もつとも充実したイデオロギー論を開いたのはマルキシズムであるが、そこでは、イデオロギーはすべての社会の意識形態として社会の上部構造を形成し、生産力・生産関係によつて成立する下部構造——社会的存在——により規定されるとする。したがつて社会的存在が変化すれば、イデオロギーも変化するのである。そ



[第一図]

うすると、同じように社会的存在によつて規定される社会的性格とイデオロギーとのあいだには、どんな関係があるのか。

フロムは、それについて「社会的条件は性格という媒体を通して、イデオロギー的現象に影響をあたえる」とのべ、それをうけて、日高六郎は「社会的存在は……社会的性格というクツシヨンに媒介されて、社会的意識へ働きかけることが多い。ここに社会的存在と社会的意識（イデオロギー）を結びつける主体的条件としての社会的性格の問題が存在する」⁽¹¹⁾と敷衍している。

(3) それでは、社会的存在・社会的性格・社会心理・イデオロギーの四者の関係はどうか。この点について、日高のべるところはつきの通りである。⁽¹²⁾

① 社会的存在の現実的な動きに刺激され、社会的性格につながるパーソナリティの「反応の仕方」によつて、多様な社会現象にたいする雑多で断片的な社会心理のレベルにおける判断・態度・意見・気分などが生まれる。

② 社会心理をある方向に整理していくものとして、社会的存在・社会的性格・イデオロギーの三者が、ちがつた角度から働きかける。

③ 社会的存在のなかにとらえられた人間は、方向の有利不利、結果の如何をとわず、彼の社会的客観的特質に対応する社会的期待・役割の系列に従つて、態度を決定し意見を表明し行動しようとする。イデオロギーは、態度決定や行動選択の合理化もしくは道するべとして、社会心理的レベルでの反応を整序し、社会的性格も内側から、つまり内面的な奥底から社会心理をひきつけまとめる。

(4) 社会的存在が社会的性格を培養し、その社会的性格に根柢したイデオロギーが結晶するのが、むつとも無理のない安定した形態であり、イデオロギーに導かれていても社会的存在、社会的性格と結びつかない場合（やの逆の場合も）、態度や意見は動搖し易い。

(5) 」⁽¹³⁾ として、四者の間には、絶えまない相互作用が行なわれているという。

そこで、以上の関係を図示すれば、第一図のようになる。これが社会意識の分析モデルである。

(1) 長谷川正安「憲法学の方法」四九頁。

(2) 影山日出弥「現代憲法学の理論」六一一七四頁、とくに七三頁。

「れとは別に、小林直樹は、憲法意識の研究について、① 憲法の意識形態を一定の時点で客観的に把握する実証的アプローチ、② 憲法の基本的価値を実生活のなかに媒介する作用を、どのような憲法意識がどのように担うかを考察する」と、③ 憲法の意識形態が社会体制や経済構造という関係にたち、歴史の発展段階や政治的変化という関連しているかを分析する」と、④ とくに権力状況との相関において、国際的国内的な力関係の影響と、逆に国民意識の側からする反作用を明らかにする」と、の四種の視角を指定している（「日本国憲法の問題状況」五二頁）。」⁽¹⁴⁾ では、「憲法意識」は自明の存在として、それがかかわりあう諸関係がとりあげられているのに対し、本稿はそれらとは異なり、「憲法意識」そのものに内的なメスを加えて、その構造分析を行なうとする主題とするのである。

(3) 福武・浜島編「社会学」一五九頁。

(4) フロムが、最初に社会的性格という概念を提唱したのは、Die psychoanalytische Charakterologie in ihrer Anwendung für die Soziologie. Zeitschrift für Sozialforschung, 1931, 1. であるが、Escape from Freedom, 1941. 「皿田からの逃走」の附録「性格と社会過程」⁽¹⁵⁾ と具体的に展開され、やむと The Sane Society, 1955. 「正気の社会」⁽¹⁶⁾ とよこて論ぜられた。

(5) 日本社会学会編集委員会編「現代社会学入門」九九頁。

(6) 同九七一九八頁。

(7) 古在由重「唯物論と社会心理」思想一九五二年八月号一頁。

(8) マームは、論争的イデオロギー概念の混沌を整理するための準備作業として「知識社会学の範例」(Paradigm for the Sociology of

Knowledge) を論じているが、そのなかで *僕* のような整理をしておる (R.E. Merton, Social Theory and Social Strukture, pp. 460~461)。

「*僕*」に精神的所産の所在的基礎がおかれるか。

a、社会的基礎—社会的地位、階級、世代、職業的役割、生産様式、集團構造（大学・官僚機構・アカデミー・宗派・政党）、「歴史的状況」、利害関係、社会的移動、権力構造、社会過程（競争・葛藤など）。

b、文化的基礎—価値、ニーネス、「意見の風土」、民族精神、時代精神、文化類型、文化的心情、世界觀。

(9) 福武・日高「社会学」二二三頁。従来、社会学ではイデオロギーの概念は一般に使用されず、世論とか集團心理とかいう概念によつて代置されていたが、戦後、「態度・信念体系」の最も広範な形態としてイデオロギーがとりあげられ、そこではイデオロギーを単に社会的経済的要因と関係させるだけではなくて、それとパーソナリティとの関係をもとりあげるようになつた。たとえば、全体主義的イデオロギーと權威主義的パーソナリティとの関係などである。

(10) フロム（日高訳）「自由からの逃走」三三七頁。

(11) 日高六郎「現代イデオロギー」一九頁。

(12) 同一五一一六頁。

(13) フロムは、それぞれの相互依存作用を承認しながら、またそれぞれ独立性をもつてゐることを指摘している。たとえば、経済的な発展は、生産力・技術・地理的要素とかの客観的要素に依存し、それ自身の法則に従つて生起してゆくし、心理的な力は、人間的欲求の表現としてそれ自身の力学をもち、イデオロギーにも伝統的な知識の有機体に根をおろしたそれ自身の運動法則がみられるという（フロム前掲三二六頁）。

III 社会意識と法

一 社会意識は個人意識の存在を前提にする。しかし、個人意識が綜合されてひとたび社会意識が成立すると、それは一つの客観的存在となり、單なる個人意識の集合体ではなくなる。いわば「社会意識の思想はルソオ

の普遍意志の思想につながる」⁽¹⁾ともいわれている。ところで、個人意識から独立して存在する社会意識は、どのようにして成立するのか。

そもそも個人は、個人そのものとして存在すると同時に、社会の構成員として、そこで形成されたパーソナリティをもつ社会的人間として存在する⁽²⁾。そのさい、社会の個人に対するかかわりあるいはどうなのか。

ここでは社会を、複数の個人の相互作用の体系、すなわち社会的行動の体系（社会体系）として理解しており、その理論によれば、社会体系の機能的メカニズムとして社会化と社会統制とをあげる⁽³⁾。社会化とは、学習を通して文化の型が個人のパーソナリティに内面化される過程であり、社会統制とは、社会で要請される方向から外れた個人の逸脱的行動を修正し、文化の型に合致させる過程をいうのである。社会体系においては、個人と社会は、いわば文化を通して、互いに親たり子たる関係にたつていているといえよう。

これを意識形態の側面から考察すると、個人は、文化の型による社会化の過程で学習し条件づけられて、その意識のなかに社会意識を形成し、社会意識はまた、社会統制の過程を通して文化の型を形成するということになる。こうして、社会意識は、いわば文化の型として、個人意識から独立したものとして存在するのである。⁽⁴⁾

ところで、文化の概念については、従来、英米系の文化人類学に由来するものと、ドイツ系の歴史哲学・文化社会学におけるものと、二様のものが存在することが指摘されていた⁽⁵⁾。前者においては、文化は、人間の行動との関連において主体的にとらえられ、「文化とパーソナリティ」の関係が論議された。本稿で取り扱われる文化も、明らかにこの種の概念である。そこでは、共通の文化のなかで形成され、人びとに共通して認められるパーソナリティを問題にするのであるが、カーディナーは、それを基本的パーソナリティとよび、フロムは、それを社会的性格とよんだのである。この論議に従えば、文化は社会的性格という観念との関係において、互いに強い

反応を示すといつてよいであろう。

この関係は、社会体系のさまざまな側面においても妥当し、したがつて法に関する社会体系、つまり法＝社会体系においても、その構成員に共有される感じ方・考え方・評価の仕方・行動様式——法文化——は、社会的性格と密接な相互依存関係をもつことになる。これが、法と社会意識の一つの関係であるが、この関係についてさらに検討してみよう。

二 そこで、法＝社会体系における特色であるが、本稿では二つの点を指摘しておきたい。一つは社会統制機能であり、二つは欲求充足機能である。

社会体系の機能的メカニズムとして、社会化と社会統制とがあげられることは前述したが、法＝社会体系においては、その總体としての社会統合機能と、とりわけ社会統制機能が強調される。

たしかに、法のほか、道徳・慣習などの社会規範や、宗教などの文化の諸相をみると、そこにも社会統制機能を認めることができる。しかし、法による社会統制は、物理的制裁を伴なう技術的な、そして制度的な統制であるという特色をもつ。すなわち、法は、制度によつて社会の限界を画し、それに従わない成員に対して物理的な制裁を加えるという、強い統制機能を果す。⁽⁸⁾ したがつて、それに従う成員に対しては、共同所属の社会意識を生ぜしめて社会化をはかり、社会の統合を果そうとするのである。

パーソンズの社会体系の機能分析では、社会化が前提で、社会統制はそれに対して補強的であるようにみえるが、法＝社会体系においては、社会化と社会統制のあいだに一線を引くことは難しく、むしろ両者は複雑に交錯しており、しかも社会統制の強大な物理力によつて、その機能がとくにクローズアップするのである。

ところで、法＝社会体系における制度的な統合機能が、法規範の總体によつて作動することはいうまでもない

であろうが、法規範の定立に当つては、統合目的が自覺的に追求されるから、法の制度は主体的・選択的・実践的な性格をおびることになる。このため、制度については、社会学ではふつう「社会的に確定され是認される一連の行動様式⁽⁹⁾」と客体化して観念するが、法の制度は、そのような「存在する」行動様式という性格と同時に、いわば「つくる」行動様式という性格をもあわせもつことになる。たとえば、戦後の民法の改正による核家族化現象などはその典型的な事例である。

現実から抽象された論理的命題ではなく、存在する観念形態であること、しかも社会現象に対して選択的・実践的であり、またパーソナリティとの関係をとらえると、法制度はイデオロギーと互いに最も強い反応を示すということになる。つまり、法制度と社会意識との相互依存関係は、とくにイデオロギーの面において注目しなければならないのである。

さて、法¹¹社会体系における機能的メカニズムは統合機能だけではない。科学や技術が第一次的な肉体的欲求のために、また芸術が精神的欲求のために成立したということには異論がないと思う。しかし法についても、とくに近年においては、自覺的に追求すべき価値として、欲求充足を目的に定立されることが少なくないのである。

文化の機能として、欲求充足の側面を強調したのは、マリノウスキ¹⁰であるが、彼が示した基本的欲求と文化的反応の結びつきを、法の視点からとらえてみると、たとえば、新陳代謝——食料の供給（農業改良に関する諸法規）、生殖——血族関係（優生保護・婚姻関係法規）、生長——訓育（児童福祉・教育関係法規）、健康——衛生（公衆衛生・公害関係法規）などをあげることができる。

ここにみられる諸法規は、いわば社会国家の理念に基づく政策によつて実現された、社会的・経済的諸法規の

グループを構成するが、それゆえにまた社会構造（社会的存在）に規定されながら、自覚された目的を追求するものとして評価的・実践的な性格をもつものとなる。それだけにイデオロギーとの反応は、社会統合機能の場合に比して優るとも劣らないといつてもいいだろう。

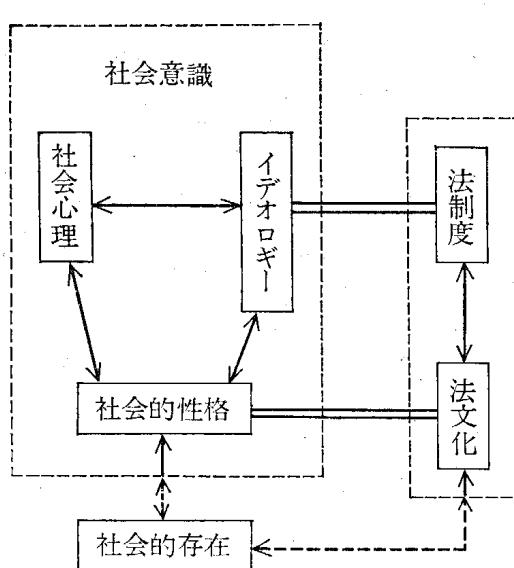
以上の考察を念頭において、第一図の社会意識の構造を、法との関係において整理すると、第二図・第三図のように描かれことになる。

三 広義のイデオロギー概念によれば、法文化も社会心理も、法制度同様にイデオロギーと観念されるだろう。⁽¹¹⁾この観点からみたときは、第三図は三つのイデオロギーの相關関係として論ぜられることになる。

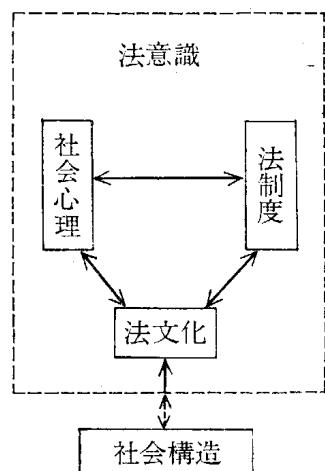
また、かつて M・B・スマスが、態度の内的構造を論じたさい、それを情緒的側面・認識的側面・評価的もしくは政策志向的側面にわけ、H・ボンナーが、パーソナリティの形成に基本的な役割を果す統合体系を、合理的体系・信念体系・社会的イデオロギーにわけたことを想起するがよい。人間と社会とのかかわり方について、視

点・アプローチの違いからくる觀念操作の相違こそあれ、それ

らと第三図とのあいだに相似性のあることに気づくだろう。いまだそのことを論述する余裕はないが、その点を配慮しながら、



〔第二図・関係モデル〕



〔第三図・分析モデル〕

法意識のモデルから憲法意識の構造を探ることにしよう。

(1) 高田保馬「社会学概論」111頁。

(2) ダンカン・リンメン（清水・大義訳）「文化人類学入門」をみよ。

(3) T. Parsons, *The Social System*, をみよ。なお、「講座・社会学」1巻1-1-17頁。

(4) 高田保馬は、社会意識と個人意識との関係について、いわゆる社会的名目説 (social nominalism) の上にたどながら、個人意識の内容のうちに、社会意識の内容に属するものと、純個人的な意識内容のものがあるとして、その社会意識のもう一つの「標識」としての「拘束力」が、個人意識を社会と共通のフォームを形成させる上説明していく（前掲1-1-1-19頁）。拘束力が社会統制機能を果すところとなるのである。

(5) 福武・日高前掲1-6-1頁以下、「講座・社会学」11巻6頁以下をみよ。

(6) 南摺「体系社会心理学」1-8-10頁以下をみよ。

(7) 豊海純一「法と社会」6-6頁。

(8) ネーデルは、制度を操作的 (operative 固有の活動によって特徴づけられる制度) と規制的 (regulative それ自身の専門的な活動より、おしゃれ他の制度的活動を規制する行動様式を維持する) 二つに分けて、他の諸制度の機能の遂行を助けるという作用により特徴づけられる制度）に区別している（S.F. Nadel, *The Foundations of Social Anthropology*, p. 136）。それに付いて、作田啓一は、経済を操作的、教育・法を規制的制度として引用し、よく規制的なのは法であるとしている（「講座・社会学」11巻4-1頁）。

(9) 福武・日高・高橋編「社会学辞典」HIII四頁。

(10) 福武・日高前掲1-6-7頁。

(11) ハンスタンチーノ監修「史的唯物論」によれば「社会的意識（イデオロギー）」概念は、広い意味では、その中に政治的・法的・道徳的・宗教的・藝術的・哲學的などの社会的見解、科学知識（自然科学を含む）、いろいろな民族や民族体の心理状態の民族的特殊性を含み、階級社会では、これらな社会階級の心理をも含んでゐる」（第11章1-18頁）といふ。

(12) M.B. Smith, *The Personal Setting of Public Opinions*, 「講座・社会学」11巻1-19頁。

(13) H. Bonner, *Social Psychology*, 「講座・社会学」11巻1-6-9頁。

「憲法意識の構造的性格と法文化」に関する試論（上）（池田政章）

（短い論文であるから、一括掲載したかつたが、時間の余裕がなく、あえて前半だけ発表することにした。論旨の展開が中途半端になつたことを、宮沢先生はじめ立教法学会・読者の方がたに深くおわびする次第である。）